

郡山市国民健康保険税減免取扱基準

平成 2年	4月	1日	制定
平成20年	7月	7日	一部改正
平成21年	9月	1日	一部改正
平成22年	6月	1日	一部改正
平成23年	8月	1日	一部改正
平成24年	4月	20日	一部改正
平成25年	4月	1日	一部改正
平成26年	6月	13日	一部改正
平成27年	7月	8日	一部改正
平成28年	7月	4日	一部改正
平成29年	6月	29日	一部改正
平成30年	6月	29日	一部改正
令和 元年	7月	1日	一部改正
令和 2年	7月	1日	一部改正
令和 3年	7月	1日	一部改正
令和 4年	7月	1日	一部改正

【市民部国民健康保険課】

(趣 旨)

第1条 郡山市国民健康保険税条例(昭和40年郡山市条例第134号)第31条に規定する国民健康保険税(以下「保険税」という。)の減免について、この基準の定めるところによる。

(減免の範囲)

第2条 保険税の納税義務を負う世帯主(以下「納税義務者」という。)又はその世帯に属する被保険者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該納税義務者に係る保険税を減免することができる。

- (1) 郡山市国民健康保険税条例第31条第1項第1号に該当する者
- (2) 郡山市国民健康保険税条例第31条第1項第2号に該当する者(次のいずれかに該当したことにより、その生活が著しく困難となり、利用し得る資産及び能力の活用を図ったにもかかわらず担税能力に欠けると認められる者をいう。)

ア 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により資産に被害を受けたとき

イ 解雇若しくは雇主の破産その他の非自発的な事由による失業、社会経済的な影響による廃業若しくは休業又は病気若しくはけがを原因とする失業若しくは退職により所得が著しく減じたとき(郡山市国民健康保険税条例第27条の規定の適用を受ける場合を除く。)

ウ 国民健康保険法第59条に該当する者

エ アからウに掲げるものに類する事情があると市長が認めるとき

- (3) 郡山市国民健康保険税条例第31条第1項第3号に該当する者

2 前項各号の規定のうち2以上の規定の適用を受けることができる納税義務者については、最も免除の額が高い規定のみを適用する。

(減免の割合)

第3条 前条第1項各号に該当するものの減免割合は、別表のとおりとする。

(減免の申請)

第4条 保険税の減免を受けようとする者は、納期限7日前までに減免を受けようとする事由を記載した申請書(別紙申請書用紙)により市長に提出しなければならない。ただし、第2条第1項第3号の規定に該当することにより減免を受けようとする場合は、この限りでない。

2 第2条第1項第2号アに該当する者が前条の規定により2年度にわたり保険税の減免を受けよ

うとするときは、各年度において、前項の申請書を提出しなければならない。

(減免の基準)

第5条 保険税の減免の基準は、次に定めるところによる。

- (1) 減免できる税額は、未到来の納期にかかるものに限る。ただし、第2条第1項第3号の規定により減免を受けようとする場合は、この限りでない。
- (2) すでに納付されている保険税の税額については減免しない。ただし、第2条第1項第3号の規定により減免を受けようとする場合は、この限りでない。

(減免の通知)

第6条 保険税の減免を決定したときは、その旨及び減免する額を当該申請者に対し速やかに通知しなければならない。不承認の場合も同様とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この基準は、平成26年6月13日から施行し、平成2年度分の保険税より適用する。
(東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により避難等の指示が出されている地域から転入した世帯に係る平成23年度分から令和4年度分までの郡山市保険税の特例)
- 2 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項又は第20条第2項の規定による指示のため転入した世帯及び同法第17条第9項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が特定した特定避難勧奨地点から転入した世帯で、災害臨時特例補助金等の国庫補助の対象となる世帯に係る平成23年度分から令和4年度分までの郡山市保険税については、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、別表の規定にかかわらず第2条第1項第2号アの規定により100/100を減免する。
 - (1) 平成26年3月31日までに指定が解除された緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点から転入した世帯について、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る前年の国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える場合には、平成26年10月1日以降は適用しない。
 - (2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までに指定が解除された避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点から転入した世帯について、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る前年の国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える場合には、平成27年10月1日以降は適用しない。
 - (3) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに指定が解除された避難指示解除準備区域から転入した世帯について、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る前年の国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える場合には、平成28年10月1日以降は適用しない。
 - (4) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに指定が解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域から転入した世帯について、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る前年の国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える場合には、平成29年10月1日以降は適用しない。
 - (5) 平成29年4月1日に指定が解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域から転入した世帯について、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る前年の国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える場合には適用しない。
 - (6) 平成31年4月10日に指定が解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域から転入した世帯について、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る前年の国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える場合には適用しない。

- (7) 令和2年3月10日までに指定が解除された避難指示解除準備区域及び帰還困難区域から転入した世帯について、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る前年の国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える場合には適用しない。

附 則

- 1 この基準は、平成20年7月7日から施行する。
- 2 この基準による改正後の基準は、平成20年度以後の年度分の保険税について適用し、平成19年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成21年9月1日から施行する。
- 2 この基準による改正後の基準は、平成21年度以後の年度分の保険税について適用し、平成20年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成22年6月1日から施行する。
- 2 この基準による改正後の基準は、平成22年度以後の年度分の保険税について適用し、平成21年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この基準による改正後の郡山市国民健康保険税減免取扱基準は、平成25年度以後の年度分の保険税について適用し、平成24年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この基準は、平成26年6月13日から施行する。
- 2 この基準による改正後の基準は、平成26年度以後の年度分の保険税について適用し、平成25年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成27年7月8日から施行する。
(経過措置)
- 2 この基準による改正後の基準は、平成27年度以後の年度分の保険税について適用し、平成26年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成28年7月4日から施行する。
(経過措置)
- 2 この基準による改正後の基準は、平成28年度以後の年度分の保険税について適用し、平成27年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 29 年 6 月 29 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準による改正後の基準は、平成 29 年度以後の年度分の保険税について適用し、平成 28 年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 30 年 6 月 29 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準による改正後の基準は、平成 30 年度以後の年度分の保険税について適用し、平成 29 年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準による改正後の基準は、令和元年度以後の年度分の保険税について適用し、平成 30 年度分までの保険税については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この基準は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準による改正後の基準は、令和 2 年度以後の年度分の保険税について適用し、令和元年度分までの保険税については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この基準は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準による改正後の基準は、令和 3 年度以後の年度分の保険税について適用し、令和 2 年度分までの保険税については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この基準は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準による改正後の基準は、令和 4 年度以後の年度分の保険税について適用し、令和 3 年度分までの保険税については、なお従前の例による。

別 表

(平成 25 年 4 月 1 日改正)

条	適用範囲	減免割合
第 2 条 第 1 項 第 1 号	(1) 郡山市税条例 (昭和 40 年郡山市条例第 39 号) 第 40 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 3 号の規定により市民税を減免されている者	所得割の 100/100

(2) 郡山市税条例第 40 条の 2 第 1 項第 2 号の規定 により市民税を減免さ れている者	(1) 前年の合計所得金 額が 300 万円以下 で、減免の申請を する年の見積所得 が当該合計所得金 額の 10 分の 3 以 下である者	所得割の 100/100
	(2) 前年の合計所得金 額が 300 万円以下 で、減免の申請を する年の見積所得 が当該合計所得金 額の 10 分の 3 を 超え 10 分の 5 以 下である者	所得割の 70/100
	(3) 前年の合計所得金 額が 300 万円以下 で、減免の申請を する年の見積所得 が当該合計所得金 額の 10 分の 5 を 超え 10 分の 7 以 下である者	所得割の 50/100
	(4) 前年の合計所得金 額が 300 万円を超 え 450 万円以下 で、減免の申請を する年の見積所得 が当該合計所得金 額の 10 分の 3 以 下である者	所得割の 60/100
	(5) 前年の合計所得金 額が 300 万円を超 え 450 万円以下 で、減免の申請を する年の見積所得 が当該合計所得金 額の 10 分の 3 を 超え 10 分の 5 以 下である者	所得割の 50/100
	(6) 前年の合計所得金 額が 300 万円を超 え 450 万円以下 で、減免の申請を する年の見積所得 が当該合計所得金 額の 10 分の 5 を 超え 10 分の 7 以 下である者	所得割の 40/100

		(7) 前年の合計所得金額が 450 万円を超え 600 万円以下で、減免の申請をする年の見積所得が当該合計所得金額の 10 分の 3 以下である者	所得割の 50/100
		(8) 前年の合計所得金額が 450 万円を超え 600 万円以下で、減免の申請をする年の見積所得が当該合計所得金額の 10 分の 3 を超え 10 分の 5 以下である者	所得割の 40/100
		(9) 前年の合計所得金額が 450 万円を超え 600 万円以下で、減免の申請をする年の見積所得が当該合計所得金額の 10 分の 5 を超え 10 分の 7 以下である者	所得割の 20/100
第 2 号 ア	震災、風水害、火災 その他これに類する災害により資産に被害を受けたとき (火災により被害を受けたときは、当該被害を受けた日から起算して 1 年以内に納期限が到来する保険税で納税義務者及びその世帯に属する被保険者の前年の合計所得金額を合計した額が 1,000 万円以下の納税義務者に係るものに限る。)	(1) 住居及び家財の全部が焼失又は滅失したとき (保険金等の補填分がある場合は被害額から控除する。以下同じ。)	税額の 100/100
		(2) 住居及び家財の 1/2 以上 10/10 未満が焼失し、又は滅失したとき	税額の 50/100
		(3) 住居及び家財の 1/3 以上 1/2 未満が焼失し、又は滅失したとき	税額の 30/100
第 2 号 イ	解雇若しくは雇主の破産その他の非自発的な事由による失業、社会経済的な影響による廃業若しくは休業又は病気若しくはけがを原因とする失業若しくは休職により、減免の申請をする年の見積所得が前年の合計所得金額の 10 分の 7 以下であると認められる者で、当該合計所得金額が 600 万円以下であるとき。	(1) 前年の合計所得金額が 300 万円以下で、減免の申請をする年の見積所得が当該合計所得金額の 10 分の 3 以下である者	所得割の 100/100
		(2) 前年の合計所得金額が 300 万円以下で、減免の申請をする年の見積所得が当該合計所得金額の 10 分の 3 を超え 10 分の 5 以下で	所得割の 70/100

	ある者	
	(3) 前年の合計所得金額が 300 万円以下で、減免の申請をする年の見積所得が当該合計所得金額の 10 分の 5 を超え 10 分の 7 以下である者	所得割の 50/100
	(4) 前年の合計所得金額が 300 万円を超え 450 万円以下で、減免の申請をする年の見積所得が当該合計所得金額の 10 分の 3 以下である者	所得割の 60/100
	(5) 前年の合計所得金額が 300 万円を超え 450 万円以下で、減免の申請をする年の見積所得が当該合計所得金額の 10 分の 3 を超え 10 分の 5 以下である者	所得割の 50/100
	(6) 前年の合計所得金額が 300 万円を超え 450 万円以下で、減免の申請をする年の見積所得が当該合計所得金額の 10 分の 5 を超え 10 分の 7 以下である者	所得割の 40/100
	(7) 前年の合計所得金額が 450 万円を超え 600 万円以下で、減免の申請をする年の見積所得が当該合計所得金額の 10 分の 3 以下である者	所得割の 50/100
	(8) 前年の合計所得金額が 450 万円を超え 600 万円以下で、減免の申請をする年の見積所得が当該合計所得金額の 10 分の 3 を超え 10 分の 5 以下である者	所得割の 40/100

		(9) 前年の合計所得金額が 450 万円を超え 600 万円以下で、減免の申請をする年の見積所得が当該合計所得金額の 10 分の 5 を超え 10 分の 7 以下である者	所得割の 20/100
第 2 号 ウ	国民健康保険法第 59 条に該当する者		少年院、監獄等(拘留期間) 税額の 100/100
第 2 号 エ	アからウに掲げるものに類する事情があると市長が認めるとき		市長が適当と認める割合
第 3 号	郡山市国民健康保険税条例第 31 条第 1 項第 3 号に該当するもの		所得割の 100/100 均等割の 50/100 平等割の 50/100 (旧被扶養者のみで構成される世帯に限る。)